

避難確保・浸水防止計画

名古屋地下鉄名駅地下街

(メイチカ)

(平成26年5月)

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、必要な措置に関する計画を作成し、名古屋地下鉄名駅地下街（以下「メイチカ」という。）に勤務又は利用する全ての者の、浸水時又は浸水が予想される場合の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防災を図ることを目的とする。

2 この計画の修正は、軽微な事項については、メイチカの施設管理者等の関係者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、施設所有者等の権原を有する者と協議のうえ決定する。

(計画の対象範囲)

第2条 この計画の対象区域は、消防法施行令第9条の2に規定するメイチカの地下空間と地階部分が一体をなすものとみなされる事業所を含むものとする。

2 地階部分が一体をなすものとみなされる事業所は、次のとおりとする。

事業所名称	接続する出入口数	地階数	地上階数
ユニモール	2箇所	B2	-
テルミナ地下街	2箇所	B2	-
ミッドランドスクエア	1箇所	B6	47
地下鉄名古屋駅	3箇所	B3	-

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、メイチカに勤務又は利用する全ての者に適用する。

(協議会の設置)

第4条 浸水時又は浸水が予想される場合の対応を事前に協議するため、協議会を設置する。協議会の構成は、次のとおりとする。

なお、消防法第8条の2に規定する協議会が設置されている場合は、新たな協議会を設置することなく、本計画における協議会が設置されているものとみなす。

地下鉄名駅地下街共同防火・防災管理協議会 協議会内事業所名称
廣寿司
コンパル
福蔵
パーラーみかど
Epi-ciel(エピシエール)
大和屋
ライオン
白洋舎

糸重
KIKUYA(喜久屋)
ラディエイト
松坂屋メイチカ店
トキワ園書店
安曇野庵
両口屋是清
ダイヤモンドカメラ
アマノ
カメラのアマノ
ベルヘラルド
ベルペグ
ハートアップ web
カトレヤ
チカシン北店
名駅管理センター

(防災体制)

第5条 浸水時又は浸水が予想される場合に、総合的応急活動を実施するため、株式会社名古屋交通開発機構の名駅管理センターに、災害対策本部を以下の基準で設置する。

(1) 連絡体制の設置基準

- ア 大雨洪水注意報が発表されたとき
- イ 台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想される時
- ウ 今後、浸水のおそれがある時

(2) 災害対策本部の設置基準

- ア 大雨洪水警報又は大雨洪水に係る特別警報が発表されたとき
- イ 庄内川において、はん濫注意情報等が発表されたとき
- ウ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されたとき
- エ 庄内川において越水した場合又は越水のおそれがあるとき
- オ 庄内川周辺で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水の被害が発生したとき
- カ その他、浸水の危険が予想されたとき

(3) 自衛水防組織

自衛水防組織については、消防計画等に規定するところによる既設の自衛消防組織を活用するものとし、別添1「名古屋地下鉄名駅地下街（メイチカ）災害対策本部組織図」のとおりとする。

(4) 災害対策本部の解散

浸水の危険が解消されたと認められたとき、あるいは、浸水の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散する。

(5) 任務の内容

災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

組 織	主 な 任 務
統括管理者	1 災害対策本部の指揮
本部運営班長	1 本部運営班のとりまとめ 2 統括管理者の補佐
本部運営班	1 情報の収集、伝達 2 警戒活動、避難指示、誘導等の判断 3 浸水への対応活動等の指揮 4 浸水状況等の情報を各班へ連絡
情報収集班長	1 情報収集班の指揮 2 統括管理者の補佐
情報収集班	1 気象、洪水情報等の収集、伝達 2 関係機関への情報連絡 3 館内放送等による情報連絡 4 報道機関対応その他広報全般 5 隣接地下街等管理者との情報連絡 6 休日・夜間の緊急連絡
警戒活動班長	1 警戒活動班の指揮 2 統括管理者の補佐
警戒活動班	1 店舗への浸水及び漏水防止処置 2 水防用資機材の準備 3 被害発生予想箇所の巡回調査 4 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と処置 5 排水溝の点検と処置

	6 地上施設の点検と処置 7 被害発生箇所の応急処置 8 シャッター等の開閉の検討
避難誘導班長	1 避難誘導班の指揮 2 統括管理者の補佐
避難誘導班	1 地下街利用者等の避難誘導 2 地下街利用者等への情報伝達 3 各テナントへの連絡 4 地上施設の点検と処置

(情報収集及び伝達)

第6条 情報収集体制については、次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のため、次により情報の収集を行なう。

ア 収集する情報

- ・ 気象情報、洪水予報
- ・ 名古屋市から提供される防災情報
 - (ア) 庄内川における、はん濫注意情報等
 - (イ) 庄内川において越水した場合又は越水のおそれがあるときの情報
 - (ウ) メイチカ周辺で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水等の被害が発生したときの情報
 - (エ) 地階が接続する事業所からの浸水情報

イ 収集手段

- ・ インターネット、テレビ、ラジオ等による情報収集
- ・ 地上の状況を目視等で確認する。
- ・ 名古屋市から提供される防災情報を確認する。

(2) 情報伝達体制

浸水時又は浸水が予想される場合には、すみやかに情報を伝達する。伝達系統については、別添 2「名古屋地下鉄名駅地下街（メイチカ）緊急連絡網」のとおりとする。

また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して浸水対策をとることとする。

(警戒活動)

第7条 地下街への浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとるものとする。

(1) 第1段階

- ア 参考とする気象情報等
大雨洪水注意報、局地的大雨の情報、名古屋市から提供される防災情報
- イ 対応する内容
浸水に備えた準備を行う。
- ウ 対応する人員
統括管理者及び警戒(浸水防止等)活動班員

(2) 第2段階

- ア 参考とする気象情報等
大雨洪水警報、大雨洪水に係る特別警報、局地的大雨の情報、並びに名古屋市から提供される防災情報
- イ 対応する内容
 - ・必要に応じて、土のう、止水板、排水ポンプ等の浸水に備えた対策をとる。
 - ・浸水状況の確認を行う。
 - ・気象、洪水情報等の収集、伝達、及び関係機関への情報連絡等
- ウ 対応する人員
警戒(浸水防止等)活動班

(3) 第3段階

- ア 参考とする気象情報等
避難勧告等の発令、名古屋市から提供される防災情報
- イ 対応内容
災害対策本部の判断により、全員が避難する。

(避難誘導)

第8条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

浸水時又は浸水が予想される場合には、利用者の避難を最優先に行う。

(2) 避難誘導開始時期

避難勧告等が発令された場合、又は災害対策本部の判断により避難誘導を開始する。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については、次の点に注意する。

- ア 放送設備などを使用して、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、従業員の指示に従って落ち着いて避難するよう呼びかける。
- イ エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用を行なわないよう周知する。
- ウ あらかじめ決められた避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。
- エ 災害時要援護者の避難誘導については、周辺の人達の協力を得ながら迅速に行う。

(4) 避難経路及び避難場所

- ア 避難経路並びに避難場所については、地階が接続する事業所等と事前に検討しておく。
- イ 地下街への浸水が発生した場合、避難場所の概ねの目安は、地上が安全な場合は地上とし、それ以外の場合は、地階が接続する事業所等の2階以上の階とする。
- ウ 避難誘導する際の経路及び避難場所を示した図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示するとともに、地下街等に勤務する者へも周知する。
なお、避難経路図等については、別添3「メイチカ避難経路図」(省略)のとおりとする。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

- ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。
- イ 浸水時には停電が想定されるため、エレベーターやエスカレーターなどを利用した避難誘導は禁止する。
- ウ 停電時の避難誘導を適切に行うため、各店舗には、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

(6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報等を入手した際や、避難勧告等の情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせる。

ア 気象情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、メイチカ防災センターです。ただいま、気象庁より(※)の発表がありました。今後の気象情報に注意してください。」

(※名古屋市から発表された情報)

イ 避難勧告等を入手した際の放送内容

「こちらは、メイチカ防災センターです。ただいま、名古屋市から避難勧告の発令がありました。

メイチカを利用者の方は、従業員の指示に従い落ち着いて避難してください。」

ウ 浸水情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、メイチカ防災センターです。ただいま、地下街への浸水が発生しています。メイチカを利用者の方は、従業員の指示に従い落ち着いて避難してください。」

(防災教育)

第9条 従業員等への防災教育は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の計画

従業員等に対し、日頃から防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要援護者への配慮などを教育し、防災力向上のための取組みを積極的に図っていく。

(2) 防災教育及び研修の時期

地下街等の従業員に対して、次の内容を教育する。また、教育を行なう時期については次表のとおりとする。

ア 教育内容

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・浸水に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設において防災上必要な事項

イ 教育実施時期

時 期	対 象 者	内 容
4 月	新規採用従業員等	・避難確保・浸水防止計画について
6月・11月	全従業員	・災害対策本部について ・情報の収集伝達について ・浸水防止について
随 時	災害対策本部の各班	・避難誘導について ・救出救護について ・その他

(防災訓練)

第10条 防災訓練については、図上又は実働形式で次のとおり行う。

(1) 防災訓練の計画

浸水時に適切に対応するため、従業員等に訓練参加を促す。また、地階で接続する事業所と共同で訓練を行うほか、必要に応じて消防機関に協力依頼して訓練を実施する。

(2) 災害防災訓練の内容

ア 災害対策本部設置訓練

- ・災害対策本部の人員配備に関する訓練
- ・災害対策本部において指示する事項を確認する訓練

イ 情報収集・伝達・通報訓練

- ・情報収集及び伝達方法の確認、消防機関へ通報する訓練

ウ 浸水防止訓練

- ・排水ポンプ及び浸水防止資機材等の取扱い訓練

エ 避難誘導訓練

- ・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練

オ 救出・救護訓練

- ・逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

時 期	対 象 者	内 容
4 月	新規採用従業員等	・災害対策本部設置運営訓練 ・情報収集伝達訓練 ・浸水防止訓練 ・避難誘導訓練 ・救出、救護訓練 ・その他
6月・11月	全従業員	
随 時	災害対策本部の各班	

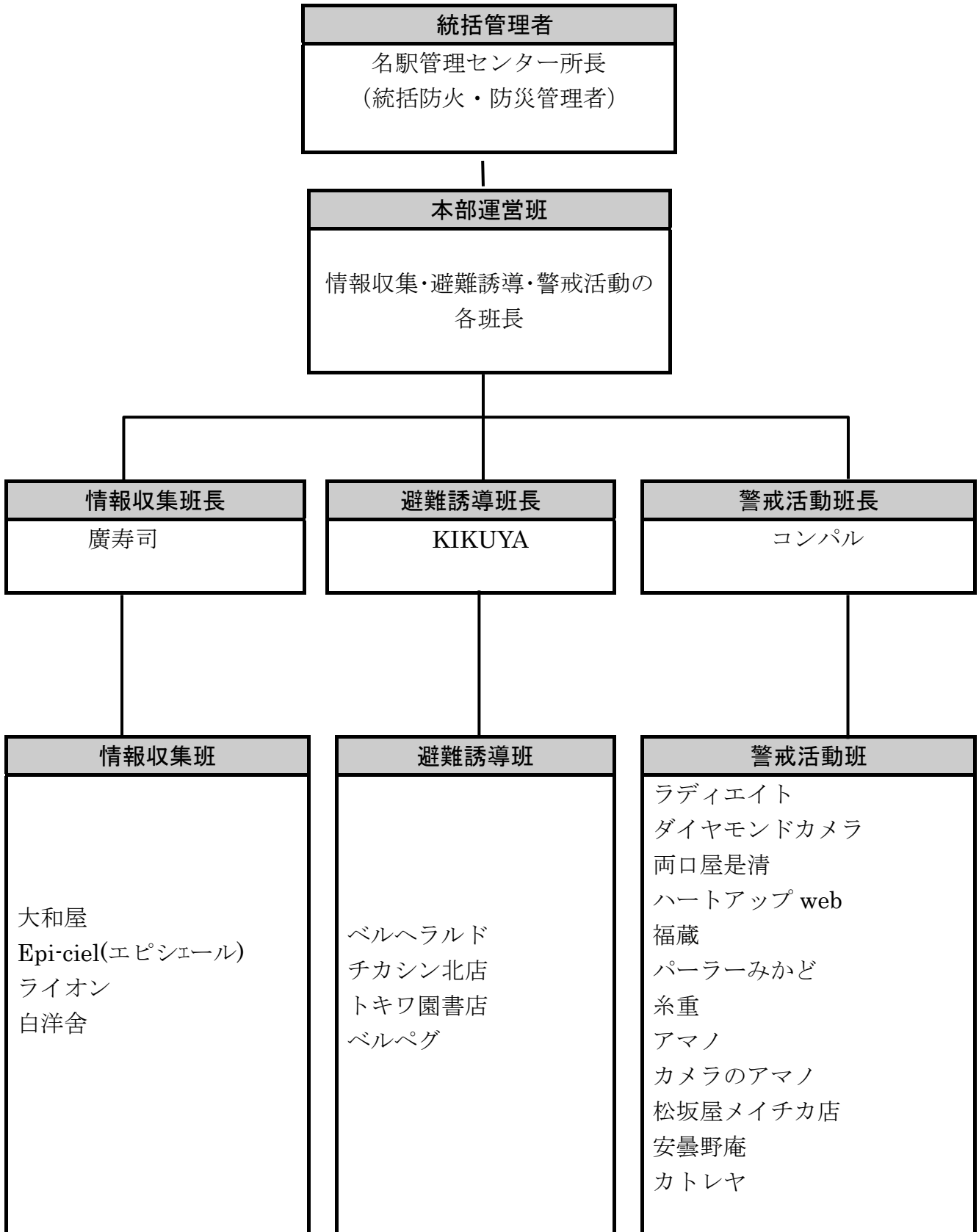
(施設及び資機材の整備)

第11条 施設及び資機材の整備等については、次のとおり行う。

- (1) 浸水に備えるため、排水ポンプ及び放送設備などの施設整備を定期的に行う。
- (2) 浸水に備えるため、土のう等の浸水防止用資機材を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知徹底する。

名古屋地下鉄名駅地下街（メイチカ）災害対策本部組織図

(平成26年5月1日現在)



名古屋地下鉄名駅地下街（メイチカ）緊急連絡網

(平成26年5月1日現在)

